

安芸市庁舎清掃等業務委託入札実施要綱

1. 業務の内容

安芸市庁舎の清掃業務

2. 仕様

別紙 1～別紙 4 の仕様書等に記載のとおり

3. 期間入札の日時、場所

日 時： 令和 8 年 5 月 15 日（金）午前 9 時から

令和 8 年 5 月 22 日（金）正午まで

※休日及び平日の昼休みを除く

場 所： 安芸市役所財産管理課

4. 最低制限価格

設定しない。

5. 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 安芸市の令和 8 年度入札参加資格登録がされていること。
- (3) 官公署から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) 本業務を行うにあたって必要となる資格を有すること。
- (6) この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 過去（当該年度含まず）に、官公庁発注の業務で、元請としての実績を有する者。かつ本業務の履行能力があること。

6. 入札に必要な書類を渡す場所、日時

日 時： 令和 8 年 5 月 7 日（木）正午から

令和 8 年 5 月 22 日（金）正午まで

※休日及び平日の昼休みを除く

場 所： 安芸市役所財産管理課及び安芸市ホームページ

7. 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合には、質問事項書により令和 8 年 5 月 12 日（火）正午までに、安芸市役所財産管理課へ提出すること。

質問に対する回答は、安芸市ホームページへ令和 8 年 5 月 14 日（木）までに掲載する。

8. 入札方法

- (1) 入札は一般競争入札による。
- (2) 入札書は所定の用紙を使用し、封入後割印のうえ、封筒に、入札業務名、宛名及び入札者名を朱書きして、持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

9. 入札保証金及び契約保証金

免除

1 0. 入札書の記載、添付書類

- (1) 入札書記載の業務名の確認
- (2) 入札日の日付、住所、氏名（共有者は持分も）を記入
- (3) 捺印する。
- (4) 入札金額を記入
 - ・金額は総額で記載すること（消費税及び地方消費税抜き）。
 - ・金額の頭に¥マークを記入すること。
 - ・金額の訂正はしないこと。

1 1. 開札（日時・場所）

日時 令和 8 年 5 月 22 日（金）午後 2 時 00 分
場所 安芸市役所第 1 会議室

1 2. 無効入札

安芸市契約事務規則第 20 条各号に該当する入札は無効とする。

1 3. 落札者の決定

- (1) 開札の結果、市の定めた予定価格以下の最低価格の入札をもって落札者とする。
- (2) 落札者は、落札決定後すみやかに、入札金額の内訳書を提出することとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、後日日時を指定し、当該入札者の出席を求めて、くじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者がいないときは、予定価格と入札金額との差が最小のものと不落随契の協議を行うことができる。

1 4. 契約の締結

落札者決定後、すみやかに契約を締結する。

1 5. その他

本要綱に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、安芸市財産規則、同契約事務規則、同会計事務規則の定めるところにより処理する。

■問合せ先

安芸市財産管理課財産係
〒784 - 8501
安芸市土居 82 番地 1
TEL 0887-35-1013
FAX 0887-35-4445
E-mail zaisan@city.aki.lg.jp